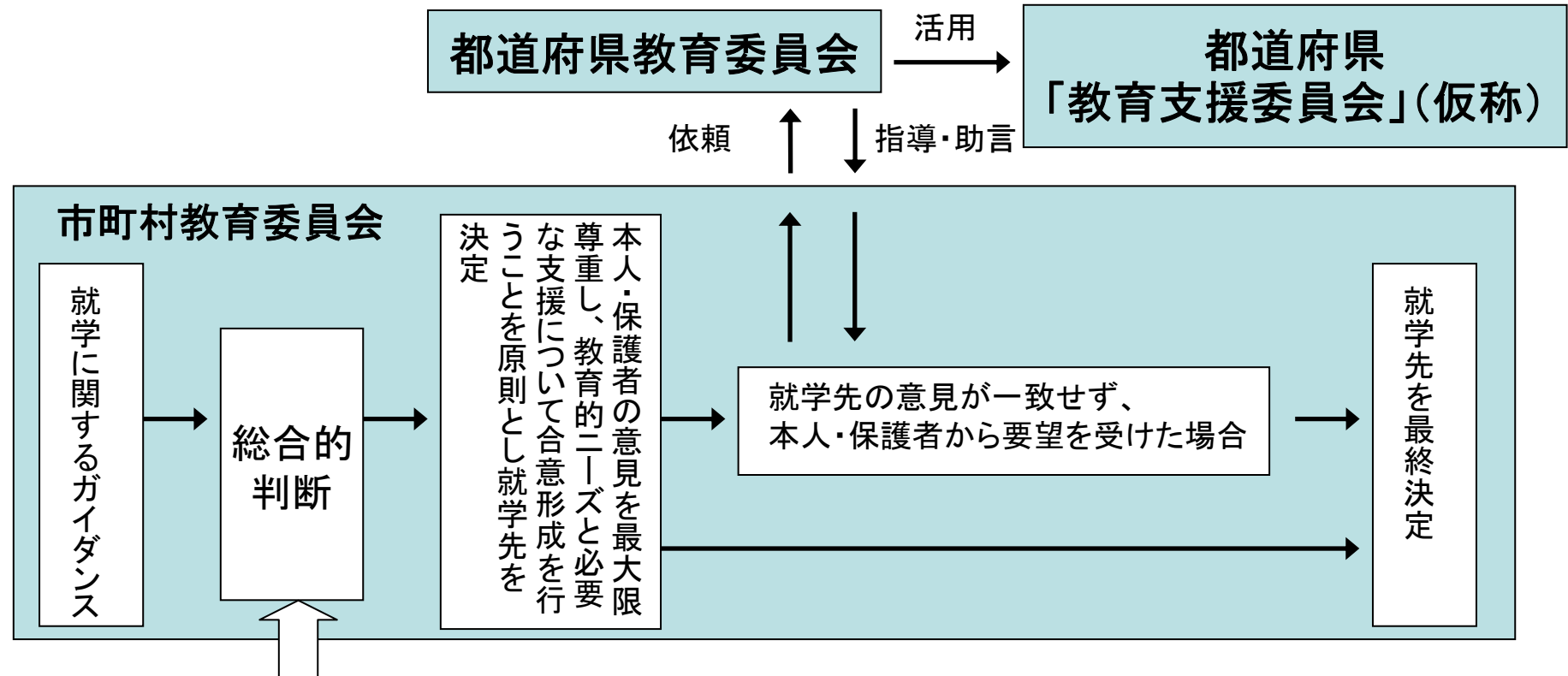


<就学先決定の意見が一致しない場合の対応について>



市町村「教育支援委員会」(仮称)

- ① 障害のある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障害のある子どもの情報を継続的に把握すること。
- ② 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- ③ 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- ④ 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- ⑤ 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- ⑥ 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- ⑦ 「合理的配慮」について、その提供の妥当性についての評価や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。